

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 保安林の指定施業要件を変更する件
(同一六七二、一六七三)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件
(経済産業一六一)
- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件の一部を改正する件

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官房報告〕

〔官房事項〕

- 時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第二項の規定による変更の認証をした件
(法務一三二、一一三)

- 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件
(外務四二七、四二九)

- 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の口上書の交換に関する件
(同四二八)

- 保安林の指定をする件
(農林水産一六六九、一六七一)

- 個人情報保護委員会告示第十四号
公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百五十号)第十三条の規定に基づき、平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号(公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件)の一部を次のように改正し、令和七年十一月二十五日から施行する。
- 令和七年十一月六日
- 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め。
- | 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 東京都港区虎ノ門二丁目二番三号 虎ノ門
アルセアタワー二階 個人情報保護委員会
事務局総務課内 | 東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 霞
が関コモンゲート西館三十二階 個人情報保護委員会事務局総務課内 |

N の 他 告 示

○ 総務省告示第三百六十一号

時刻認証業務の認定に関する規程(令和三年総務省告示第百四十六号)第五条第一項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年十月二十二日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月六日

総務大臣 林 芳正

- 1 変更認定に係る時刻認証業務の名称 アマノタイムスタンプサービス 3161
- 2 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その1)の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数) 81a0 26d3 9199 8472 9e5f f9f8 d399 9d58 d98c 13b3
- 3 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その1)の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値(16進数) f39c d355 cd50 9c49 2ee7 b2b0 9db6 53c3 5044 e301 4241 4a6f 8e87 5d57 c133 8292
- 4 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その2)の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数) 885e b3be 86af 635b 2ee2 a294 cbd0 917d 0600 aa8c
- 5 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書(その2)の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値(16進数) 54b7 ee79 d316 f4ef d138 7f47 29b1 118i a209 28fe b29a c008 5d16 90c9 59b6 64f0
- 6 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号 3020001019365
- 7 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称 アマノ株式会社
- 8 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所 神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
- 9 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記 Amano Corporation

○法務省告示第百三十二号 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
 (平成十六年法律第百五十一号) 第十二条第一項の規定に基づき、次の方が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日 法務大臣 平口 洋

特定非営利活動法人福岡マンション管理組合連合会 福岡県福岡市中央区大名二丁目八番十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更
 変更の認証年月日 令和七年十月二十日

○法務省告示第百三十三号 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号) 第十二条第一項の規定に基づき、次の方が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日 法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所 一般社団法人事業再生実務家協会 東京都港区虎ノ門三丁目八番二十五号近鉄虎ノ門ビル十階

変更の認証年月日 令和七年十月十七日

○外務省告示第四百一十八号 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号) 第十二条第一項の規定に基づき、次の方が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四百一十九号 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号) 第十二条第一項の規定に基づき、次方が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日 外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第千六百六十九号 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第二号乃至第十五号に係る変更
 令和七年十一月六日 外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第千六百六十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町河の子一八八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、根伐による。
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 水力発電所整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間(令和四年一月十三日付けの口上書により令和六年一月十五日まで延長された。)がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日 外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四百一十八号 令和元年六月五日にサンホセで、円借款の供与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従つてコスタリカ共和国政府に供与されることになったサンホセ首都圏環境改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間(平成二十七年十二月四日付けの口上書により令和元年六月十七日まで延長された。)がコスタリカ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和二年四月十七日まで延長される旨の口上書の交換が、コスタリカ共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日 令和四年二月十日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十六年十一月七日付けの交換公文に従つてペルー共和国政府に供与されることになったペルーアル岸部洪水対策計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和七年一月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日 令和七年十一月六日

○農林水産省告示第千六百六十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町河の子一八八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、根伐による。
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百七十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 愛媛県大洲市戒川甲一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、根伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百七十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月六日

目

農林水産大臣 鈴木 憲和 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

一七二八の一から一七二八の三まで、字黒森龍
ノ下タ一七二〇、一七二二の一、一七二二の一、
一七二二から一七二八まで、一七三、一七三
二、一七三五から一七三七まで、字山ベリノ北
大道ノ上一四六一の一、一四六一の二、一四六
一の四、一四六一の六、一四六七の一、一四六
七の三、一四六八の一、一四六八の三、一四六
九の一、一四六九の三、一四七〇の一、一四七
〇の三、一四七二の一、一四七三から一四八二
まで、一四八五から一四八七まで、一四八八の
一、一四八八の二、一四八九の一、一四八九の
二、一四九〇の一、一四九〇の二、一四九一の
一、一四九一の二、一四九二、字山ベリ敵一四
五一の一から一四五五の四まで、一四五二の一、
一四五五の二、一五九五の二、一五九八の一、一
五九八の二、一五九九の一、一五九九の二、一
四五八の一、一四五八の二、一四五八の一、
一四五八の二、字上久保一六二六、字大タヲ一
五九五の一、一五九五の二、一五九八の一、一
五六八の一から一六一四の三まで、三九一四の一
五、三九一四の一七から三九一四の二〇まで、
字茶ウス石三九一五の一、三九一五の二、三九
地三九一四の一から三九一四の六まで、三九一
四の八から三九一四の一三まで、三九一四の一
五、三九一四の一七から三九一四の二〇まで、
一六から三九一五の二七まで、字茶エン堂一七
四〇の一、一七四〇の三、一七四三、一七四五
一五の四、三九一五の五、三九一五の七、三九
一五の九から三九一五の一四まで、三九一五の
一六から三九一五の二七まで、字茶エン堂一七
三、一七五一の四、一七五二の一、一七五二の
二、一七五三の二、一七五四から一七五六まで、
一七五七の一から一七五七の三まで、一七五八
から一七六〇まで、字茶園堂ノ東一七六一、一
七六四、一七六六、一七六七の一、一七六七の
二、一七七〇の一、一七七〇の二、一七七二の
一、一七七二の三、一七七四の一、一七七五か
ら一七七七まで、一七七九、一七八〇、一七八
一の二、一七八二の一、一七八二の三、一七八

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道9号	島根県出雲市知井宮町字坂之下谷2394番1から島根県大田市温泉津町福光235番1まで

2 指定する期日 令和7年10月27日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

狀 画**最低賃金の改正決定に関する公示**

宮城労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月6日

宮城労働局長 松瀬 貴裕

第4号中「1時間1,036円」を「1時間1,101円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月15日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月6日

栃木労働局長 川口 秀人

第4号中「1時間1,055円」を「1時間1,070円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月31日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成23年山口労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月6日

山口労働局長 鈴木 輝美

第4号中「1時間1,088円」を「1時間1,141円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月6日

香川労働局長 友住弘一郎

第4号中「1時間1,092円」を「1時間1,158円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月15日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福岡県百貨店、総合スーパー、マーケット最低賃金（令和6年福岡労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月6日

福岡労働局長 鈴木 一光

第4号中「1時間1,000円」を「1時間1,065円」に改める。

附 則

この決定は、令和8年2月1日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

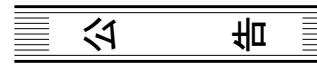
令和7年11月6日

福岡労働局長 鈴木 一光

第4号中「1時間1,081円」を「1時間1,147円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月10日から効力を生ずる。

**工 場 財 団**

山口県下関市本町三丁目1番1号山口合同ガス株式会社の工場財団に山口県下関市本町三丁目1番1、1番2、1番3、29番8、472番1山口合同ガス株式会社下関工場、山口県防府市大字浜方字大浜二ノ桥473番2山口合同ガス株式会社防府工場、山口県周南市大字徳山字久米ヶ後355番4、同所字久米ヶ岡10425番13山口合同ガス株式会社周南供給所、山口県周南市小川屋町4979番2山口合同ガス株式会社新南陽供給所、山口県山口市大内千坊四丁目1705番山口合同ガス株式会社山口供給所、山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番32山口合同ガス株式会社小野田工場、山口県柳井市柳井字宮本塩浜1578番12、同所同字1574番45、同所同字1574番56山口合同ガス株式会社柳井工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年11月6日

山口地方法務局下関支局

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラプレステージタワー中浦風力合同会社の工場財団に長崎県西海市西海町中浦南郷字涼松1367番地33中浦風力発電所の工作物、機械器具を追加する変更登

記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年11月6日

長崎地方法務局佐世保支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月6日

中国地方整備局長 杉中 洋一

1 処分をした年月日 令和7年10月15日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 Primetals Technologies Japan株式会社 後藤 朗 広島県広島市西区観音新町4-6-22 國土交通大臣許可（特一4）第26590号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年10月6日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第1105号

奈良県御所市1番地の3

申立人 御所市長 山田 秀士

本籍奈良県御所市大字室1316番地、最後の住所奈良県御所市大字室1316番地、死亡の場所奈良県五條市、死亡年月日平成20年2月19日、出生の場所奈良県南葛城郡秋津村、出生年月日昭和16年10月9日、職業不明

被相続人 亡 墓 善嗣

奈良市学園北1-11-4 エル・アベニュー学園前401 学園前総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 畠中 孝司

催告期間満了日 令和8年5月25日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第145号
 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
 申立人 鳥取県 代表者知事 平井 伸治
 本籍鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1221番地、最後の住所鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1221番地、死亡の場所鳥取県八頭郡智頭町、死亡年月日令和4年4月22日、出生の場所鳥取県八頭郡山形村、出生年月日昭和9年8月10日、職業無職
 被相続人 亡 米井美知江
 鳥取県鳥取市西町1-210東邦ビル4階 弁護士法人T N L A W 支所鳥取総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山田 啓
 催告期間満了日 令和8年5月29日
 鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第30353号
 広島市南区宇品御幸2-5-3-204
 申立人 角田 吉伸
 本籍広島県東広島市黒瀬町切田644番地、最後の住所広島県東広島市黒瀬町切田645番地、死亡の場所広島県広島市中区、死亡年月日令和6年10月31日、出生の場所京都府京都市伏見区、出生年月日昭和25年4月26日、職業会社役員
 被相続人 亡 角田 純一
 事務所広島市中区八丁堀12-22 築地ビル401号 京口門法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 川島 好勝
 催告期間満了日 令和8年5月20日
 広島家庭裁判所

令和7年(家)第379号
 愛媛県今治市松木385番地1
 申立人 谷口 健治
 本籍愛媛県大洲市菅田町菅田甲1161番地、最後の住所愛媛県松山市土居田町229番地、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和6年4月30日、出生の場所愛媛県今治市、出生年月日昭和44年3月24日、職業無職
 被相続人 亡 水關 英雄
 愛媛県松山市生石町671番地1 マドカビル
 相続財産清算人 愛媛司法書士法人
 催告期間満了日 令和8年5月31日
 松山家庭裁判所

令和7年(家)第80010号
 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
 申立人 伊万里市
 本籍佐賀県伊万里市山代町峰6525番地、最後の住所佐賀県伊万里市山代町峰6525番地1、死亡の場所佐賀県伊万里市、死亡年月日令和6年11月10日、出生の場所佐賀県伊万里市、出生年月日昭和32年8月12日、職業不詳
 被相続人 亡 永嶋 克喜
 佐賀県伊万里市立花町1542番地8
 相続財産清算人 司法書士 次村 塤二
 催告期間満了日 令和8年5月9日
 佐賀家庭裁判所武雄支部

令和7年(家)第1370号
 鈴鹿市大楽毛南2丁目1番66号
 申立人 濑川 裕章
 本籍北海道鈴鹿市米町4丁目36番地、最後の住所鈴鹿市城山1丁目10番7号、死亡の場所北海道阿寒郡鶴居村、死亡年月日令和元年5月14日、出生の場所北海道空知郡美唄町、出生年月日昭和20年2月24日、職業不明
 被相続人 亡 古川 春幸
 鈴鹿市黒金町7丁目4番地1 太平洋興発ビル8階 くしろ合同法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高畠 哲也
 催告期間満了日 令和8年5月20日
 鈴鹿家庭裁判所

令和7年(家)第3098号
 茨城県古河市新久田271番地1
 申立人 社会福祉法人古河市社会福祉協議会
 本籍茨城県古河市古河655番地1、最後の住所茨城県古河市古河655番地1、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和7年5月5日、出生の場所茨城県古河市、出生年月日昭和47年11月12日、職業無職
 被相続人 亡 五十嵐直子
 事務所茨城県古河市東本町2丁目3番6号佐谷法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 佐谷 道浩
 催告期間満了日 令和8年5月21日
 水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第80022号
 神奈川県横浜市中区竹之丸132番地9
 申立人 渡邊 薫
 本籍東京都世田谷区新町2丁目238番地、最後の住所埼玉県川口市大字安行慈林1107番地の4、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和40年9月16日、職業無職
 被相続人 亡 渡邊 優子
 事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高木 太郎
 催告期間満了日 令和8年5月20日
 さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第20103号
 神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4丁目171番地
 申立人 五十嵐文男
 本籍神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4丁目171番地、最後の住所群馬県渋川市赤城町津久田3998番地2 あかぎ育成園、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年4月11日、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和23年1月14日、職業無職
 被相続人 亡 平岡 幸雄
 群馬県高崎市あら町233番地 ドルチエヴィータ高崎3階西 あおい法律事務所
 相続財産清算人 中本 真理
 催告期間満了日 令和8年5月12日
 前橋家庭裁判所

令和7年(家)第30298号
 申立人 千葉市
 本籍千葉県八街市山田台296番地、最後の住所千葉市稻毛区穴川2丁目11番22号、死亡の場所千葉県千葉市稻毛区、死亡年月日令和5年2月以下不詳、出生の場所千葉県八街市、出生年月日昭和27年2月5日、職業不明
 被相続人 亡 初芝 隆義
 事務所千葉市中央区中央4丁目16番1号建設会館ビル3階ライト総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 畑江 大介
 催告期間満了日 令和8年5月14日
 千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30116号
 千葉市中央区新千葉3丁目2番6号
 申立人 千葉県農業信用基金協会
 本籍千葉県印旛郡栄町興津1194番地、最後の住所千葉県印旛郡栄町興津1194番地、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和6年2月19日、出生の場所千葉県成田市、出生年月日昭和35年1月16日、職業農業
 被相続人 亡 湯浅 光修
 事務所千葉県市川市市川南1丁目9番23号京葉住設市川ビル5階 弁護士法人リバーシティ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 丸島 一浩
 催告期間満了日 令和8年6月8日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第30121号
 千葉県印旛郡酒々井町墨1585番地1
 申立人 高梨子淳一
 本籍千葉県印西市武西154番地、最後の住所千葉県印西市岩戸1844番地10、死亡の場所千葉県印西市、死亡年月日令和7年4月25日、出生の場所千葉県佐原市、出生年月日昭和43年5月21日、職業無職
 被相続人 亡 小野木良典
 事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号千葉中央トーセイビル9階 藤井・滝沢総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 高塚 真希
 催告期間満了日 令和8年6月8日
 千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第30277号
 千葉県柏市中央町6-19 R FIELDS KASHIWA 4階 柏総合法律事務所
 申立人 内田 徳子
 本籍千葉県我孫子市中高峰27番地11、最後の住所千葉県我孫子市中高峰27番地の11、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日令和7年7月15日、出生の場所千葉県柏市、出生年月日昭和40年2月8日、職業無職
 被相続人 亡 山形 和広
 事務所千葉県柏市中央町6-19 R FIELDS KASHIWA 4階 柏総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 牧田謙太郎
 催告期間満了日 令和8年6月14日
 千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第71620号
東京都大田区西糀谷1-25-13
申立人 江川 朋徳

本籍東京都大田区西糀谷1丁目236番地、最後の住所東京都大田区西糀谷1丁目25番14号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和5年12月11日頃から20日頃までの間、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和19年1月2日、職業無職

被相続人 亡 東條 光男
事務所東京都新宿区四谷三栄町3番7号森山ビル東館3階 永野・山下・平本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山下 敏雅
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72155号
東京都葛飾区四つ木4丁目5番11号
申立人 上芝 滋子

本籍東京都江戸川区上一色2丁目153番地、最後の住所東京都葛飾区四つ木4丁目6番9号上芝荘101号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和7年1月31日頃、出生の場所宮城県栗原郡築館町、出生年月日昭和25年7月20日、職業不明

被相続人 亡 佐藤 三郎
事務所東京都新宿区四谷本塩町4-40光丘四谷ビル10階 ウィング総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 茶谷 幸彦
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72175号
千葉県印西市木戸1丁目11番地8
申立人 根本 芳 外2名

本籍千葉県柏市東中新宿3丁目135番地28、最後の住所東京都文京区本駒込6丁目15番19-201号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日平成30年8月30日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和31年12月4日、職業無職

被相続人 亡 佐々木 光
事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階 東京はやぶさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田 隆宏
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

相続財産清算人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産清算人向井邦生が死亡したので、新たに相続財産清算人を次のとおり再選任した。

令和7年(家)第40220号

申立人 職権

本籍愛媛県今治市玉川町鈴川甲230番地、最後の住所横浜市戸塚区原宿4丁目27番C-4-301号、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日推定令和6年10月15日、出生の場所兵庫県高砂市、出生年月日昭和41年4月24日、職業アルバイト

被相続人 亡 越智 敏恵

事務所横浜市戸塚区戸塚町121番地 大川原ビル4階

相続財産清算人 弁護士 小豆澤史絵
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40276号

申立人 職権

本籍神奈川県高座郡寒川町一之宮4丁目2717番地9、最後の住所神奈川県高座郡寒川町一之宮4丁目24番10号、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和6年4月1日、出生の場所山梨県北都留郡大月町、出生年月日昭和28年3月16日、職業会社経営者

被相続人 亡 佐藤 浩司

事務所横浜市中区住吉町1-2 スカーフ会館5階

相続財産清算人 弁護士 桑原 康孝
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40306号

申立人 職権

本籍神奈川県横浜市中区上野町1丁目43番地1、最後の住所横浜市中区上野町1丁目43番地、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日令和6年1月3日、出生の場所神奈川県藤沢市、出生年月日昭和23年5月5日、職業不明

被相続人 亡 西田ふさ子

事務所横浜市中区太田町4-55横浜馬車道ビル8階

相続財産清算人 弁護士 三橋 潔
横浜家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第2782号

富山県南砺市荒木1505番地4

申立人 山下 秀樹

本籍富山県南砺市福光6969番地、最後の住所富山県南砺市福光6969番地、死亡の場所富山県南砺市、死亡年月日令和2年4月2日、出生の場所富山県西砺波郡福光町、出生年月日昭和24年12月3日、職業不明

被相続人 亡 石崎 能成

催告期間満了日 令和8年5月22日

富山家庭裁判所高岡支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第2号

香川県丸亀市土器町東8丁目537番地1

申立人 四国化成建材株式会社

代表者代表取締役 真鍋 宣訓

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月13日

令和7年10月10日 高松簡易裁判所

(別紙) 目録

為替手形 1通

手形番号 I G 406411

金額 1,007,697円

支払期日 令和7年8月31日

支払地 香川県高松市

支払場所 株式会社百十四銀行円座支店

振出日 令和7年5月26日

振出地 白地

振出人 白地

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(家)第3号

香川県高松市松島町3丁目11番23号

申立人 日本吹付工業有限会社

代表者代表取締役 笠井 勇身

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月13日

令和7年9月30日 高松簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B I 84411

金額 2,350,000円

支払期日 令和7年8月20日

支払地 高松市

支払場所 株式会社中国銀行高松支店

振出日 令和7年6月20日

振出地 高松市

振出人 谷口建設興業株式会社 代表取締役

谷口 邦彦

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(家)第3号

東京都中央区日本橋人形町2丁目29番6号

申立人 鵜飼株式会社

代表者代表取締役 鵜飼 孝一

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月10日

令和7年10月23日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 Y G 82361

金額 109,436円

支払期日 令和6年6月30日

支払地 東京都中央区

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行大伝馬町支店

振出日 令和6年1月31日

振出地 東京都中央区

振出人 株式会社ツカモトヨコーポレーション

代表取締役 百瀬 二郎

受取人 鵜飼株

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第42号
 長野県松本市市場4番9号Rデザインコート
 2A
 申立人 株式会社R o o m s
 代表者代表取締役 手塚 優
 申立人代理人弁護士 澤地 雅弘
 権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月10日
 令和7年10月23日 東京簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 R E 62381
 金額 1,207,000円
 支払期日 令和5年5月5日
 支払地 東京都台東区
 支払場所 株式会社りそな銀行浅草支店
 振出日 令和4年12月26日
 振出地 東京都台東区
 振出人 株式会社藤田建装 代表取締役 藤田一之
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人
令和7年(ヘ)第1号
 次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
 北海道北見市常盤町2丁目1番37号
 申立人 森下スマ子
 権利の届出の終期 令和8年2月10日
 令和7年10月10日 北見簡易裁判所
 (別紙) 目録
 (1)所在 北見市留茂町豊金
 地番 35番176
 地目 宅地
 地積 356.52平方メートル
 (2)受付年月日・受付番号 釧路地方法務局北見支局昭和32年8月5日受付第4851号
 (3)登記の目的 賃借権設定
 原因 昭和32年7月1日設定
 借賃 10ヶ月間金13万2,120円
 支払期 賃借権設定登記受付の日に支払う
 存続期間 昭和32年7月1日より向う10年間
 賃借権者 東京都中央区銀座西七丁目6番地
 藤田炭礦株式会社

失踪に関する届出の催告
 次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。
令和7年(家)第26号
 秋田県由利本荘市西小人町50番地12サニーハイツ2
 申立人 原田真喜子
 本籍秋田県由利本荘市鳥海町下笛子字下天池23番地、最後の住所秋田県由利本荘市一番堰217番地2
 不在者 原田 高雄
 昭和20年4月25日生
 届出期間満了日 令和8年2月20日
 秋田家庭裁判所本荘支部
令和7年(家)第6367号
 埼玉県春日部市上蛭田47番地1
 申立人 織井 利直
 本籍東京都杉並区本天沼2丁目41番、最後の住所東京都杉並区成田東1丁目23番14-206号
 不在者 織井 秀直
 昭和15年5月5日生
 届出期間満了日 令和8年2月13日
 東京家庭裁判所
令和7年(家)第1574号
 千葉県柏市光ヶ丘団地5-15-103
 申立人 飯島 治郎
 本籍東京都西東京市富士町1丁目907番地、最後の住所東京都西東京市富士町1丁目16番24号
 不在者 小笠原 貴
 昭和33年11月25日生
 届出期間満了日 令和8年2月20日
 東京家庭裁判所立川支部
令和7年(家)第229号
 兵庫県加古郡稻美町草谷63の2
 申立人 西川 時子
 本籍兵庫県加古川市平岡町新在家552番地、最後の住所兵庫県加古郡播磨町野添1210番地の1(戸籍附票上の住所)
 不在者 西川 光一
 昭和2年6月5日生
 届出期間満了日 令和8年2月27日
 神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第91号
 鹿児島市小松原1丁目57番1-1201号
 申立人 小野 泰子
 本籍鹿児島県肝属郡肝付町北方1971番地、最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町北方1971番地
 不在者 小野 タエ
 大正14年2月10日生
 届出期間満了日 令和8年2月21日
 鹿児島家庭裁判所鹿屋支部
失踪宣告
令和7年(家)第1066号
 本籍北海道札幌市東区東苗穂3条2丁目494番地32、最後の住所札幌市清田区北野5条5丁目19番16号
 不在者 小山 耕司
 昭和11年7月23日生
 令和7年10月17日失踪宣告審判確定
 札幌家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第83号
 本籍宮城県大崎市三本木字大谷5番地2、最後の住所宮城県大崎市三本木字大谷5番地2
 不在者 柏 裕樹
 昭和41年12月28日生
 令和7年10月17日失踪宣告審判確定
 仙台家庭裁判所古川支部裁判所書記官
令和7年(家)第54号
 本籍茨城県東茨城郡茨城町大字網掛1178番地、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字網掛1178番地1
 不在者 齊藤 初江
 昭和18年6月10日生
 令和7年10月18日失踪宣告審判確定
 水戸家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第5986号
 本籍宮崎県都城市宮丸町2764番地、最後の住所不明
 不在者 増森 浩治
 大正14年10月14日生
 令和7年10月18日失踪宣告審判確定
 東京家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第215号
 本籍茨城県笠間市安居58番地、最後の住所横浜市神奈川区白幡南町16番7号十一屋アパート
 不在者 持丸 滿男
 昭和15年2月5日生
 令和7年10月18日失踪宣告審判確定
 横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第129号
 国籍韓国、最後の住所大阪市西区新町1-24-6
 不在者 李 京淑
 西暦1962年11月4日生
 令和7年10月17日失踪宣告審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第352号
 本籍大阪府高槻市成合中の町431番地、最後の住所大阪府高槻市成合中の町10番1号
 不在者 岩 富雄
 昭和11年3月25日生
 令和7年10月18日失踪宣告審判確定
 大阪家庭裁判所裁判所書記官
除権決定
 次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。
令和7年(ヘ)第3号
 福岡県福岡市東区多の津2丁目3番1号
 申立人 ダイハツインフィニアース西日本株式会社
 代表者代表取締役 三浦雄一郎
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月15日
 令和7年10月20日 下関簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 S R 201773
 金額 4,054,503円
 支払期日 令和7年9月10日
 支払地 山口県下関市
 支払場所 株式会社西京銀行下関支店
 振出日 令和7年5月30日
 振出地 下関市古屋町1-4-33
 振出人 有限会社オリオン商事 代表取締役 前田 豊
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

東京都豊島区西巣鴨4丁目14番5号
申立人 文化シャッターサービス株式会社
代表者代表取締役 中島 省吾
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月11日
令和7年10月20日 長崎簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 YC61177

金額 3,000,000円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 長崎市

支払場所 株式会社十八親和銀行本店営業部
振出日 令和7年4月30日
振出地 長崎市川口町10番2号
振出人 協和機電工業株式会社 代表取締役
坂井 崇俊

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 YC61178

金額 190,000円

(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、
振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持
人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(ヘ)第3号

岐阜市上土居2丁目15番3号
申立人 株式会社徳光
代表者代表取締役 徳永 和也
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月22日
令和7年10月23日 大垣簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 YZ13748

金額 200,000円

支払期日 令和7年6月25日

支払地 岐阜県大垣市

支払場所 株式会社大垣共立銀行久瀬川支店
振出日 令和7年4月25日
振出地 岐阜県大垣市振出人 朝日興業株式会社 代表者代表取締役
小岩 利明
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第2号

東京都八王子市散田町5丁目6番5号
申立人 東和プリント工業株式会社
代表者代表取締役 三村 裕介
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月26日
令和7年9月30日 三島簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AB099789

金額 322,839円

支払期日 令和7年5月31日

支払地 静岡県田方郡函南町

支払場所 三島信用金庫函南支店

振出日 令和7年1月31日

振出地 静岡県三島市

振出人 伊豆研工業株式会社 代表取締役
小川 文子

受取人 株式会社アサヒテクニカ

裏書人 株式会社アサヒテクニカ 代表取締役
成川 恵一

被裏書人 東和プリント工業株式会社

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第9号

名古屋市瑞穂区平郷町1丁目17番地
申立人 株式会社金城螺子製作所
代表者代表取締役 土方 一憲
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月22日
令和7年10月23日 名古屋簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 UP10998

金額 290,000円

支払期日 令和7年8月25日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行東支店

振出日 令和7年4月15日

振出地 名古屋市

振出人 近畿電機株式会社 代表取締役 鶴野
賢一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第7639号

東京都渋谷区広尾1丁目3番18号
債務者 株式会社デリバー
代表者代表取締役 林 正勝
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安藤 信彦
4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後3時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7640号

東京都新宿区西新宿3丁目8番5号 新栄ビル10階
債務者 株式会社サーベラス
代表者代表取締役 松本 将希
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三森 仁
4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7641号

東京都八王子市石川町2975番地の4
債務者 有限会社東京エンジニアリング
代表者代表取締役 向井 実則
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高尾 圭介
4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第172号

千葉県銚子市唐子町28番地の15
債務者 株式会社カワカミ
代表者代表取締役 川上 茂
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水 佐和

4 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時30分

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第2095号

横浜市西区境之谷30番地
債務者 株式会社E・B・I
代表者代表取締役 海老塚 稔
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村上 貴久
4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前11時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第120号

栃木県栃木市西方町本郷272番地
債務者 影山工業株式会社
代表者代表取締役 影山 猛
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石島 力
4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後2時

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第746号

埼玉県所沢市東所沢和田2丁目33番地の8
債務者 有限会社丸義急送
代表者代表取締役 石井 章子
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西本 昌弘
4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後2時40分

さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第30号

徳島県阿南市羽ノ浦町中庄段上36番地5、旧住所徳島県阿南市羽ノ浦町中庄川ノ東33-1
債務者 藤坂一輝

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 健夫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(フ)第1071号

宮城県登米市豊里町二ツ屋172番地2、従前の住所仙台市宮城野区銀杏町23番13号 グランディール銀杏町202
債務者 佐々木 浩

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 陽一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1072号

宮城県登米市豊里町二ツ屋172番地2、従前の住所仙台市宮城野区銀杏町23番13号 グランディール銀杏町202
債務者 佐々木孝子

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曽我 陽一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第61号

山口県周南市大字須々万本郷2749番地の5、前住所山口県周南市大字須々万本郷362番地の114
債務者 古川 徹

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 通山 和史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第276号

愛知県蒲郡市形原町北大明地23番地7
債務者 近藤 和裕

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河邊 伸泰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第259号

愛知県豊川市白雲町1丁目11番地の2 プラントドール白雲201号
債務者 石黒 力

- 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬渕 雄広
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第219号

静岡県富士市大淵1番地の2 フローラ若松205号
債務者 小池 健一

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 里和 唯

令和7年(フ)第64号

山口県周南市大字須々万本郷2749番地の5、前住所山口県周南市大字須々万本郷362番地の114
債務者 古川 徹

- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第121号

栃木県栃木市都賀町平川421番地3
債務者 影山 猛

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石島 力
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7642号

東京都八王子市石川町2975-4
債務者 向井 実則

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高尾 圭介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第123号

富山県砺波市太田1283番地
債務者 平木 将司

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩 健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第173号

千葉県銚子市唐子町28番地の15
債務者 川上 茂

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片岡 麻衣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月28日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第137号

富山県高岡市清水町3丁目3番40-101号
エンリッチハウス清水

債務者 田中 一訓

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 隆慎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午後2時5分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第360号

岐阜県山県市高富1004番地1
債務者 小谷縫製こと 小谷 登

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊田 圭祐
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月6日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第88号
山口県防府市大字田島2157番地の1 CENTER GATE I 201号、前住所山口県防府市大字田島297番地の8 債務者 大庭 竜介
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 圭介 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後2時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1855号
福岡市西区福重5丁目8番2-301号 市営福重北住宅 債務者 梅野佐保里
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川渕 春花 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1864号
福岡県那珂川市中原1丁目45番地 グレイス博多南202号 債務者 出合 広美(旧姓白石)
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 史卓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1866号
福岡県飯塚市西町7番56号、前住所福岡県飯塚市宮町3番19号 債務者 沖田砂登美

令和7年(フ)第1902号
福岡県大野城市下大利1丁目9番14-601号 債務者 丸尾 謙信
1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 俊宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1929号
福岡市早良区荒江2丁目3番16-201号 グランピア荒江、前住所福岡市早良区西新2丁目7番8-1308号 ラクレイス西新 債務者 水越はきもの店こと 小林 理恵
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 香織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1948号
福岡県太宰府市五条1丁目7番29-402号 債務者 スナックひまわりこと 田口 愛生
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金子 尚史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1980号
福岡市博多区博多駅前3丁目15番10-323号 アクタス博多Vタワー 債務者 大坪 清美
1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂口 裕亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1880号
福岡市東区下原1丁目15番76号 債務者 平野 道生
1 決定年月日時 令和7年10月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 愛甲 栄治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1698号
福岡県大野城市白木原1丁目12番5-602号、前住所福岡市博多区博多駅南2丁目8番31-205号 パルム雲仙 債務者 西山 照実
1 決定年月日時 令和7年10月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 忠佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1700号 福岡市早良区南庄2丁目23番15-102号 ローズマンション 債務者 仮屋 正治 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大津 集平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野広太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 聰史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第1789号 福岡県春日市大谷4丁目34番地1 ホワイトコーポ大谷404号 債務者 石井由里子 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯尾 憲介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片桐 久充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸山 央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1792号 福岡市南区老司5丁目50番1号 債務者 中村 美保 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 真禎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井理矢子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 鉄路地方裁判所北見支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第1794号 福岡市西区今宿青木1040番地19 債務者 進藤祐次郎 1 決定年月日時 令和7年10月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 是枝 秀幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大神 昌憲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1810号 福岡県糟屋郡須恵町大字植木1719番地2 ヴィラ坂本Ⅲ102号 債務者 岩崎 翔太	1 決定年月日時 令和7年10月20日午後6時 2 メゾンベルビュ 3 債務者 江川 輝芳	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 聰史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1842号 横浜市保土ヶ谷区今井町422番地 債務者 菊地 祐矢 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片桐 久充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸山 央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸山 央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第163号 群馬県太田市高瀬町7番地5 債務者 原 豊 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大澤 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大澤 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第96号 北海道北見市常盤町1丁目5番47号、前住所 北海道北見市桜町2丁目71番地 債務者 大室 慶将 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井理矢子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第1912号 福岡市博多区築港本町1-7 ロイヤル天神東104 202号、住民票上の住所佐賀県伊万里市木須町4061番地 債務者 河原 直哉 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大神 昌憲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大神 昌憲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 克幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1062号 福岡県春日市下白水南5丁目20番地1 ブリューテ21・204号、住民票上の住所福岡市南区弥永2丁目16番20-302号 グレイスハイム弥永B棟 債務者 岡元 泰宏 1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 是枝 秀幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大神 昌憲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 克幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1898号 福岡市博多区元町1丁目8番6-1003号 メゾンベルビュ 債務者 江川 輝芳 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 聰史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 聰史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第206号 茨城県つくば市東新井8番地13エイト東新井2F、住民票上の住所茨城県つくば市松野木143番地1 債務者 新井 友樹 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 聰史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 聰史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第1863号 福岡市中央区平尾3丁目14番6号 ラフィー平尾107号 債務者 酒井 宏輔 1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第75号

福岡県大牟田市沙屋町5番地6
債務者 松藤 八郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 大地
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで

福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第369号

滋賀県栗東市林151番地1 (II-202号) ク
ローヴ・アヴェニュー・M

債務者 竹村 好子

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井 理哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第922号

広島市東区戸坂出江1丁目6番19-302号
債務者 山路 満章

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 八束
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第985号

広島県東広島市八本松東2丁目20-20-103、
住民票上の住所福岡県北九州市八幡西区熊西
1丁目14番1-405号

債務者 阿比留政子(旧姓吉武)

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 賴 堅信
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第193号

沖縄県浦添市牧港1丁目6番6-303号 ア
ズサアパート

債務者 宮城 和也

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城間 博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第641号

神戸市東灘区本山南町7丁目3番1-707号
債務者 奥原 銳一

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 彰子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日前1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第368号

沖縄県浦添市内間1丁目14番18号 てだこヒ
ルズ103号室、住民票上の住所沖縄県那覇市
首里石嶺町2丁目234番地12

債務者 木村善明こと 車 善明

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 純匡
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第483号

兵庫県姫路市白浜町乙372番地1 ハイツ
A&G 706号

債務者 森川 洋

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南馬 良亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第515号

兵庫県姫路市岡田146番地2 あすかハイム
1-5、従前の住所兵庫県たつの市御津町岩
見747番地

債務者 中西 信浩

成年後見人 岸 剛健

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 貴司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第517号

兵庫県赤穂郡上郡町高田台7丁目1番1

債務者 門崎 仙稔

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川崎 志保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第518号

兵庫県赤穂市加里屋290番地35

債務者 門崎 弘敦

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川崎 志保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第519号

兵庫県赤穂郡上郡町高田台7丁目1番1

債務者 門崎千津子

- 1 決定年月日時 令和7年10月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川崎 志保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで

神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第1272号

愛知県常滑市字古道東割29番地の1 ヴィオ
レ古道301号

債務者 奥山 高将

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1839号

愛知県海部郡蟹江町宝2丁目6番地 ナビア
1 1F、従前の住所名古屋市千種区京命1
丁目10番3号 エクセス京命403号

債務者 河本浩太こと HA HOTEL 河
浩太

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2075号

名古屋市緑区鳴海町字伝治山1番地の5 伝
治山住宅3棟210号

債務者 近藤 一広

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2110号

名古屋市西区新道1丁目11番24号 サンハイ
ツ新道103号

債務者 橋本 弘明

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2196号
愛知県東海市名和町西前郷19番地1 グリーンハイツ名和101号室
債務者 若田 悠磨
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2271号
名古屋市千種区千種3丁目8番10号 サンハウスク吹上202号
債務者 栗山 和
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2307号
名古屋市中村区大宮町2丁目31番地 リティクビル202号
債務者 河村 尚宏
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第2323号
愛知県常滑市陶郷町3丁目47番地の1 メイブル陶郷 209号
債務者 都築 藍瑠
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2374号
名古屋市港区宝神4丁目1101番地 宝神荘4
棟608号
債務者 宮村 敏彦

1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第216号
山形市江俣1丁目4番11号 カーサベル式番
館 201号
債務者 武田 典彰

1 決定年月日時 令和7年10月27日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第371号
愛知県豊田市保見ヶ丘5丁目1番地1 公園
142-617号
債務者 PENA AKAMINE ARIANA
NNE ROXANA

1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第479号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢4番地1 生活
訓練事業所あい、前住所愛知県蒲郡市鹿島町
東山1番地1 10棟801号
債務者 佐々木弥生

1 決定年月日時 令和7年10月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第493号
愛知県豊田市元城町2丁目2番地4 3階
債務者 難波 あや
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第1711号
埼玉県加須市東栄1丁目10番24号
債務者 丹後 博
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1713号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町4丁目18番6号 ハイブリッヂC 202号
債務者 渡邊 宏也
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1780号
さいたま市西区三橋5丁目2137番地15
債務者 木下 紗花
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1809号
埼玉県朝霞市栄町1丁目5番10-301号
債務者 石川千恵子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1816号

埼玉県北本市本町8丁目138番地1 ルブ
チーニ松岡II-202

債務者 大塚 聰

1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1817号

埼玉県北本市本町8丁目138番地1 ルブ
チーニ松岡II-202

債務者 大塚 明子

1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1842号

埼玉県朝霞市本町2丁目7番34-614号

債務者 中村 直子(旧姓倉林)

1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第536号

埼玉県草加市稻荷5丁目32番16号 セカンド
ストリーム203号

債務者 酒巻 純子

1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第597号

- 埼玉県春日都市緑町3丁目7番40号
債務者 足立 正子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第598号

- 埼玉県草加市北谷1丁目13番4号 パルテア
N-211号
債務者 鎌田千津子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第617号

- 埼玉県吉川市保1丁目19番地4 オーヴィ
ラージュA館106号
債務者 豊後光太郎
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第729号

- 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地1-
2-605
債務者 吉本智津子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第316号

- 岡山県倉敷市船穂町船穂935番地8 エト
ワール21船穂A棟101号、軒居前の住所岡山
県岡山市北区東古松南町6番22号
債務者 景山 義人
1 決定年月日時 令和7年10月27日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第1760号

- 札幌市東区北20条東7丁目2番37-401号
債務者 大平 春美(旧姓浪岡)
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1773号

- 札幌市東区北39条東17丁目1番11-102号
債務者 柴草 樹
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1805号

- 札幌市中央区宮の森4条4丁目4番18-105
号
債務者 松田 公子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1842号

- 札幌市豊平区平岸2条7丁目4番20-908号
債務者 坪田能恵子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　札幌地方裁判所岩見沢支部

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第200号

- 釧路市春採2丁目7番11号
債務者 梅川 学
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1871号

令和7年(フ)第1871号

令和7年(フ)第1871号

- 札幌市白石区東札幌2条6丁目10番17号 プ
レジデント白石405号
債務者 小山 明子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1898号

令和7年(フ)第1898号

- 札幌市東区北14条東7丁目1番43-305号
債務者 斎藤 恒春
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1899号

令和7年(フ)第1899号

- 札幌市東区北14条東7丁目1番43-305号
債務者 斎藤美代子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第520号

- 相模原市緑区大島11番地 県営大島団地1-
203
債務者 玉木とし子
1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

<p>令和7年(フ)第582号 相模原市南区大野台3-28-1、住民票上の住所相模原市中央区緑が丘1丁目19番13-2号 債務者 太田 大樹 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第583号 相模原市南区新磯野1丁目25番1-102号 債務者 沼倉 正美 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第591号 神奈川県座間市相模が丘1丁目35番39-101号 ツインハウス井上 債務者 高橋 理紗 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第27号 京都府舞鶴市宇常363番地-2棟202号 債務者 堀 信代 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第27号 島根県浜田市長沢町605番地3 債務者 青柳 孝志 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 松江地方裁判所浜田支部</p> <p>令和7年(フ)第1928号 福岡県太宰府市水城2丁目22番36号 ラフォーレ水城202号 債務者 大串 由紀 1 決定年月日時 令和7年10月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第1935号 福岡市東区和白3丁目26番18号 プチメゾン和白406号 債務者 崎村 智也 1 決定年月日時 令和7年10月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第276号 北海道旭川市大町2条8丁目77番地の7フタバハイツB 502号室 債務者 丸谷 紘利(旧姓野田・宮野) 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第285号 北海道富良野市本町5番35号 レジデンス優美202号 債務者 工藤 恵美 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第4743号 大阪市旭区今市1丁目4番27号 ジョイス千林 408、前住所兵庫県豊岡市京町3番32号エミネンス豊岡203 債務者 SAKURAMAZIこと 北村 桜優 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第292号 北海道旭川市東光2条1丁目2番17号 メゾンマツシタ105号 債務者 森山 洋子 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月28日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第4792号 大阪府枚方市招提大谷3丁目40番5-802号 債務者 中島 涼 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第4号 北海道増毛郡増毛町七源町3番地 債務者 橋詰 裕一 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時30分 旭川地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第4301号 大阪市港区八幡屋4丁目5番8-101号 債務者 古城 愛 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月8日午後1時30分 旭川地方裁判所留萌支部</p>
---	--	--

令和7年(フ)第35号	熊本県山鹿市鹿央町千田951番地2、前住所 愛知県半田市東本町1丁目21番地 ボニー ロッサⅢ203号 債務者 原田 洗樹 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月23日午前11時45分
	熊本地方裁判所山鹿支部破産係
令和7年(フ)第3593号	大阪市東成区中道3丁目17番13-601号 債務者 岩本遼太郎 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月16日午後1時30分
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5025号	大阪府寝屋川市八坂町26番37号(305号) ジョリーハイツⅡマンション 債務者 澄谷 蓮 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第7538号	東京都世田谷区上祖師谷1丁目28-8-207 債務者 伊藤 直 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7539号	東京都江戸川区西葛西2丁目4-4-405 債務者 本田 三枝 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
	東京地方裁判所民事第20部

4 免責意見申述期間	令和7年12月24日まで
5 免責審尋期日	令和8年1月20日午後1時30分
	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第7466号	東京都台東区根岸4丁目16-6-101 債務者 山崎 保子 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7533号	東京都板橋区新河岸2丁目10-9-1012 債務者 松川 武志 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7534号	東京都新宿区中落合4丁目16-6-201 債務者 窪 真奈美 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7535号	東京都大田区南馬込1丁目42-3-102 債務者 井関 善志 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7585号	東京都練馬区南大泉6丁目8-12 債務者 山本淑子こと 申 賢淑 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7619号	東京都足立区竹の塚3丁目19-5-409 債務者 川野 史主 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7537号	東京都荒川区荒川2丁目45-5-302 債務者 中野太一郎 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7575号	東京都杉並区桃井4丁目4-12-303 債務者 安田 年也 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7576号	東京都中野区上鷺宮3丁目14-5-101 債務者 小林 真翔 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7577号	東京都新宿区高田馬場3丁目26-13-102 債務者 中野 将剛 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7626号	東京都杉並区和田1丁目6-3 ヒルマハウス 債務者 川中 秀美 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後2時
	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7514号	東京都新宿区市谷台町9-2 フラッフィ市谷台町104、住民票上の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田363-6 債務者 新井 沙輝 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部
破産手続廃止	
令和6年(フ)第6123号	大阪府大阪市中央区本町橋5-19-702（開始決定時の住所）東京都品川区北品川2丁目24-7-505 破産者 吉田 愛 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要領 破産法218条第1項の申立てを相当と認める。
	東京地方裁判所民事第20部
破産手続終結	
令和6年(フ)第3532号	東京都足立区花畑5丁目12-29 破産者 齋藤 則康 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8287号	東京都世田谷区大蔵2丁目5-13 破産者 斎藤 庸宣 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第777号	東京都千代田区神田松永町17番地 破産者 有限会社長谷川栄一商店 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1425号	東京都板橋区赤塚新町3丁目34-2-305 破産者 矢野 彰宏 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2203号	東京都足立区西伊興3丁目10-18 破産者 長谷川寿彦 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2346号	東京都立川市若葉町4丁目25-1 若葉町団地10棟105号 破産者 田中 浩二 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3593号	東京都港区芝浦4丁目22-1-701、住民票上の住所千葉県八千代市高津1504-26 破産者 平間 研司 1 決定年月日 令和7年10月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部

令和4年(フ)第5128号	埼玉県八潮市大字浮塚396-12 破産者 高橋 雅史 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7505号	東京都板橋区高島平2丁目33-7-616 破産者 小島 広行 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第213号	東京都杉並区井草1丁目17-6-105 破産者 平川 恵一 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2066号	東京都品川区旗の台5丁目17-4-102 破産者 峰岸 洋子 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2271号	東京都足立区六町4丁目3-6-502 破産者 横山 高行 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第2366号 東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目17番11号 カナメビル4階 破産者 メディアランド株式会社 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第3951号 東京都中央区晴海3丁目6-8-2801 破産者 坪井 真帆（旧姓島田） 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第3998号 東京都江東区北砂6丁目5-2 破産者 関根 繁 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第4103号 東京都江戸川区中葛西7丁目28-6-205 ディアコート1号館 破産者 鈴木 貴俊 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第4236号 東京都練馬区春日町5丁目25-3-201 破産者 山口 怜也（旧姓中島） 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4397号 東京都江戸川区西葛西5丁目6-12-601 破産者 瀬口 大介 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第4398号 東京都練馬区石神井台8丁目22-1-306 破産者 茂手木 聰 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第4457号 東京都荒川区荒川3丁目10-8 破産者 早川 康男 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
令和6年（フ）第1586号 埼玉県川口市芝中田2丁目15番7号 破産者 藤巻工商株式会社 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第8号 長野県松本市北深志1丁目3番8号 破産者 有限会社滝野屋商店 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	長野地方裁判所松本支部
令和6年（フ）第196号 秋田市旭南3丁目1番32号 破産者 株式会社トレジャードリーム 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	秋田地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第861号 東京都小平市上水南町3丁目29番1-320号 破産者 丸山 浩平 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第892号 東京都八王子市館町2075番地レオパレス館町101号 破産者 羽田 健治 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年（フ）第56号 岐阜県大垣市新田町5丁目35番地1 破産者 昭和食品株式会社 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年（フ）第138号 広島県福山市芦田町大字福田407番地2 破産者 金光 亮汰 1 決定年月日 令和7年10月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	広島地方裁判所福山支部再生・破産係
破産手続終結及び免責許可決定	さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年（フ）第582号 埼玉県南埼玉郡宮代町字中島216番地2 メイブル201号 破産者 鈴木 美和（旧姓西川） 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	埼玉県南埼玉郡宮代町字中島216番地2 メイブル201号
4 主文 破産者について免責を許可する。	さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第582号 埼玉県南埼玉郡宮代町字中島216番地2 メイブル201号 破産者 鈴木 美和（旧姓西川） 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	埼玉県南埼玉郡宮代町字中島216番地2 メイブル201号
4 主文 破産者について免責を許可する。	さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第14号 岐阜市古市場13番地8 破産者 ジョニーのからあげ岐阜駅前店こと 石橋 智 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第2991号 横浜市青葉区すみよし台20番地8 みどりハ イツB-12 破産者 相沢 友里 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第4386号 大阪府東大阪市善根寺町4丁目11番41号 グ リーンハイツイナダ 101号室、開始決定時 大阪府大東市中垣内1丁目4番7号 破産者 松本 廣次 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第340号 大阪府八尾市南久宝寺3丁目28番地の1 フ ローラ久宝寺103号 破産者 斎藤 文幸(旧姓姜) 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第442号 兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4番5-203号、前 住所兵庫県芦屋市山手町19番3号 破産者 古森 敬子 1 決定年月日 令和7年10月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第443号 兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4番5-203号、前 住所兵庫県芦屋市山手町19番3号 破産者 古森 浩	1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和7年(フ)第291号 北九州市八幡西区陣原3丁目2番34-802号、 前住所北九州市八幡西区三ツ頭1丁目9番23 号 破産者 飛田 純 1 決定年月日 令和7年10月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 破産債権の届出期間及び一般 調査期日 令和7年(フ)第6号 青森県八戸市田向5丁目28番5号 シャーメ ゾン・ノワC 102 破産者 山本 拓哉 1 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで 2 一般調査期日 令和8年1月26日午前10時40 分 令和7年10月27日 青森地方裁判所八戸支部破産係 令和7年(フ)第3224号 大阪府枚方市香里ヶ丘9丁目9番地の1(D 47-505)、前住所大阪府交野市倉治2丁目19 番8号 破産者 木下 佳彦 1 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで 2 一般調査期日 令和8年1月22日午後2時30 分 令和7年10月27日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第24号 福岡県嘉麻市下白井1270番地252 破産者 田中 美和(旧姓小川) 1 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで 2 一般調査期日 令和8年1月19日午後2時30 分 令和7年10月27日 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 令和7年(フ)第64号 大分県中津市大字牛神60番地4 破産者 大江 千尋 1 破産債権の届出期間 令和7年11月27日まで 2 一般調査期日 令和7年12月24日午後1時15 分 令和7年10月28日 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 令和7年(フ)第3059号 大阪府東大阪市荒川1丁目6番11号 ハイム リップル荒川 102号、前住所大阪府阪南市 緑ヶ丘2丁目8番25号 破産者 金本 勝則 1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 2 一般調査期日 令和8年1月22日午後2時30 分 令和7年10月27日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第124号 宮崎県児湯郡都農町大字川北15164番地1 破産者 都農ベレット工業株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 2 一般調査期日 令和8年1月20日午後1時30 分 令和7年10月28日 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第2911号 大阪府守口市佐太中町2丁目10番7号 破産者 共栄工業株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 2 一般調査期日 令和8年1月22日午後2時 令和7年10月27日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第3783号 大阪市東住吉区田辺4丁目4番7号 破産者 田中 巧魅 1 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで 2 一般調査期日 令和8年1月26日午後1時50 分 令和7年10月27日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第47号 佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2334番地 破産者 吉丸 幹生 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 2 一般調査期日 令和8年1月21日午前10時45 分 令和7年10月28日 佐賀地方裁判所武雄支部
--	---	---

債権者集会招集

令和7年(フ)第3421号

大阪市東成区大今里3丁目8番30号、前住所
大阪市東成区大今里1丁目28番19号

破産者 中田 耕二

1 期日 令和8年1月26日午後1時30分

2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告

令和7年10月22日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可決定

令和7年(ラ)第136号(原審札幌地方裁判所室蘭支部令和7年(フ)第14号)

北海道伊達市末永町112番地27アクアマリンⅠ 201号(開始決定時の住所) 北海道伊達市松ヶ枝町245番地1 医療法人社団倭会ミネルバ病院

抗告人(破産者) 佐藤 千晶(旧姓石塚)

1 決定年月日 令和7年10月16日

2 主文 原決定を取り消す。

本件免責を許可する。

札幌高等裁判所第2民事部

免責審尋期日

令和7年(フ)第6950号

兵庫県宝塚市青葉台2丁目7-19

破産者 福家 達二

審尋期日 令和8年2月3日前10時

令和7年10月22日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6951号

兵庫県宝塚市栄町3丁目1-11-610

破産者 福家 一憲

審尋期日 令和8年2月3日前10時

令和7年10月22日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第10001号

仙台市太白区鈎取1丁目7番11号フレグランス鈎取B棟101

清算株式会社 株式会社岩崎石材工業

代表清算人 岩崎 岩雄

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(ヒ)第2081号

東京都中央区入船1丁目6番3号朝日八丁堀マンション606

清算株式会社 株式会社VOC E

代表清算人 松本 能紀

- 1 決定年月日 令和7年10月22日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第2055号

東京都港区六本木5丁目9番20号

清算株式会社 ホットストア株式会社

- 1 決定年月日 令和7年10月22日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第2057号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル4階

清算株式会社 株式会社クイナ

代表清算人 吉田 三男

- 1 決定年月日 令和7年10月23日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
- 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額(各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。)から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
- 3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。

- 4 前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
- 5 公租公課、特別清算手続に必要な費用等は隨時これを支払う。

令和7年(ヒ)第3028号

大阪市淀川区西中島4丁目9番28号

清算株式会社 株式会社NCT

代表清算人 下向 峰子

- 1 決定年月日 令和7年10月22日
- 2 主文 本件協定を認可する。

協定

- 1 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権(以下「協定債権」という。)であり、同債権を有するものを協定債権者という。

- 2 別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額(協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。)につき、その債務を免除する。

- 3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧記載の協定債権額の割合に応じて按分して弁済する(ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。)。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

大阪地方裁判所第6民事部

決議に付する決定

令和7年(再)第1号

名古屋市中川区一色新町3丁目1532番地

再生債務者 西川立実康

- 1 決議に付する計画案 令和7年9月10日付け
再生債務者提出の再生計画案
- 2 書面投票期間 令和7年11月28日まで
- 3 議決権不統一行使の通知期限 令和7年11月21日
令和7年10月22日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第4号

岡山県倉敷市真備町川辺1299番地4

再生債務者 守屋 伸二

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月11日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年(再イ)第15号

茨城県日立市東滑川町1丁目34番4号

再生債務者 谷田部裕樹

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月26日まで

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再イ)第467号

東京都渋谷区神山町26-8-604

再生債務者 岩野 理恵

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第115号

神戸市灘区上野通7丁目2番21号 サニーレジデンス201号

再生債務者 坂本龍一郎

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第119号

神戸市垂水区西脇1丁目4番8-203号

再生債務者 柴笠 雄輝

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第23号

奈良県橿原市上品寺町93番地の10

再生債務者 野崎 威志

- 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年11月28日から令和7年12月12日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第87号

岡山県倉敷市児島元浜町2846番地 マリンハウスマ201(旧住所)岡山県津山市田町84番地

シャンテ田町403

再生債務者 杉山 良次

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月11日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第31号

栃木県佐野市田沼町943番地12

再生債務者 竹越 章浩

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月16日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第43号

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笛2613番地

再生債務者 菅木 泰清

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和8年1月5日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第29号

埼玉県熊谷市桜町2丁目4番15号

再生債務者 増田 邦幸

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和8年1月5日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第445号

東京都江戸川区南小岩6-25-12-301

再生債務者 中西 啓祥

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和8年1月5日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第69号

東京都東村山市青葉町2丁目3番地25青葉ハイツ102

再生債務者 久保田 剛

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和8年1月5日まで

富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第31号

金沢市寺中町ホ27番地5

再生債務者 軽貨物の堀川こと 堀川 祐生

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月16日まで

金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第14号

岐阜県美濃加茂市太田本町4丁目4番21号

カーザ樹形301

再生債務者 宮下 真理

- 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月8日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（再イ）第19号 岐阜県可児市星見台2丁目68番地 再生債務者 山田 淳也 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月8日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月15日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第31号 宮崎市下北方町戸林5273番地48 再生債務者 山下 大輔 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月17日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第31号 静岡県富士宮市山宮1110番地の58 再生債務者 高松 直人 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月12日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月28日午前9時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月23日まで 高松地方裁判所観音寺支部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第41号 熊本市南区日吉1丁目8番34号 レジデンス スターライト201号 再生債務者 犬浦 亮士 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月17日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第34号 静岡県富士市荒田島町11番73号 再生債務者 三浦 清和 1 決定年月日時 令和7年10月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月12日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月28日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第44号 熊本県合志市野々島4414番地287 再生債務者 右田 孝光 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係
令和7年（再イ）第86号 京都府八幡市美濃山西ノ口6番地の7、前住所大阪府枚方市津田駅前2丁目14番10-804号 再生債務者 ライフアミューズこと 芦田 知希 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月11日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年10月28日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和7年10月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第54号 熊本県宇城市不知火町御領231番地1 再生債務者 田中 清秀 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係
令和7年（再イ）第40号 熊本市中央区世安2丁目4番57号 再生債務者 平野 良一 1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和7年10月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第55号 熊本市中央区本荘町747番地3 801号 再生債務者 丸山 輝夫 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第375号 大阪府東大阪市菱江1丁目20番19号 再生債務者 西村 文香	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年（再イ）第74号 東京都墨田区菊川1-10-2-204 再生債務者 小山 泰史 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月10日まで 令和7年10月24日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第291号 東京都青梅市長淵4-371-1 ドエルパーク1 103 再生債務者 浅野 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 10日まで 令和7年10月24日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第319号 東京都文京区白山1-37-9-205 再生債務者 園部 健太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 13日まで 令和7年10月27日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第12号 福島市仁井田字竹ノ花15番地の42 再生債務者 斎藤 善洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 福島地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 岐阜地方裁判所高山支部再生係
令和7年（再イ）第58号 千葉市若葉区小倉町1745番地1 リリファ小倉台3-204号 再生債務者 半田 修二 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 13日まで 令和7年10月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第321号 東京都調布市小島町3-35-4-103 再生債務者 寺林 和郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 13日まで 令和7年10月27日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第29号 群馬県伊勢崎市下触町842-2 ムーンライト204（住民票上の住所）群馬県邑楽郡千代田町大字下中森62番地の1 再生債務者 小島 悠介 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第71号 静岡市清水区押切1615番地 再生債務者 望月 一樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第103号 千葉市若葉区北大宮町20番4号 再生債務者 阿部 信一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 13日まで 令和7年10月27日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第31号 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保174番地11 再生債務者 五十嵐俊平 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第61号 東京都府中市若松町2丁目38番地の6セゾンリヴェールⅠ103 再生債務者 古本 昌幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	令和7年（再イ）第9号 北海道登別市桜木町5丁目21番地4 再生債務者 山道 康平 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月28日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係
令和7年（再イ）第282号 東京都葛飾区東堀切1-14-30-102 再生債務者 中井 大貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 13日まで 令和7年10月27日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第19号 さいたま市見沼区東大宮4丁目2番地2 口 マーナ伍番館203号室（旧住所埼玉県久喜市 野久喜294番地3〔1-315〕） 再生債務者 三浦 浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第8号 東京地方裁判所立川支部民事第4部 岐阜県高山市春日町40番地 再生債務者 柚原 康伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第41号 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木490番地21 再生債務者 松井 利広 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月27日 旭川地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第295号 東京都渋谷区東1-6-11-202 再生債務者 内山夕理恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 13日まで 令和7年10月27日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第8号 長野県諏訪市大字四賀2411番地1 ポヌール 共栄D202号 再生債務者 岩井ちひろ 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年（再イ）第10号 岐阜県飛騨市古川町杉崎484番地13 再生債務者 阪口 錠一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第14号 北海道旭川市東光6条5丁目3番1号 ベル グランデA 101 再生債務者 鴻上 桃恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月27日 旭川地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第56号 埼玉県富士見市関沢2丁目1番25号 再生債務者 小杉 紘一 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月27日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第18号 佐賀県伊万里市大坪町甲2905番地1 再生債務者 中野 賢 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月28日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和7年（再イ）第9号 福岡県飯塚市大分163番地6 再生債務者 藤谷裕一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係	令和7年（再イ）第22号 秋田県潟上市天王字長沼64番地116 再生債務者 佐藤 俊 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第25号 静岡県富士宮市大中里447番地 サンモール 21 105 再生債務者 岸本 典子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月28日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年（再イ）第77号 兵庫県三田市あかしあ台1丁目22番地43 再生債務者 上本 敏之 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第65号 福岡県遠賀郡水巻町古賀1丁目13番9号 再生債務者 井地 健二 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年（再イ）第6号 新潟県新発田市西宮内1067番地41 再生債務者 斎藤香菜子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年（再イ）第231号 大阪市西成区北津守4丁目5番19号 再生債務者 川端 紗綺 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月27日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第100号 神戸市中央区港島中町3丁目2番地の6 工 バーグリーンポートアイランド3号棟1107号 再生債務者 勝山 奈々 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第12号 熊本市北区龍田陳内3丁目6番13-1307号 ハウベストマンショングリーンヒル1307 再生債務者 山口 善久 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第49号 兵庫県尼崎市大庄西町1丁目41番15号 再生債務者 北原 廣太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第344号 大阪府茨木市玉櫛2丁目1番10号 メゾンミ ニヨン 201号 再生債務者 児島 啓太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月27日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第62号 岡山県赤磐市沢原242番地4 再生債務者 岡本 英明 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第31号 熊本県宇土市松原町191番地5 再生債務者 内村 修 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第55号 兵庫県尼崎市昭和南通7丁目180番地の1 レーヴメゾン尼崎昭和通701 再生債務者 櫻木 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 18日まで 令和7年10月28日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年（再イ）第8号 兵庫県養父市十二所1002番地20 再生債務者 鳥井 慶斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 25日まで 令和7年10月27日 神戸地方裁判所豊岡支部再生係	令和7年（再イ）第3号 岡山県赤磐市沢原242番地4 再生債務者 岡本 英明 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第9号 福岡県飯塚市大分163番地6 再生債務者 藤谷裕一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月 17日まで 令和7年10月27日 福岡地方裁判所民事第1部破産再生係	

令和7年（再イ）第28号 岡山県倉敷市中島1590番地27 再生債務者 田中 寿志 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで 令和7年10月28日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年（再イ）第5号 山口県大島郡周防大島町大字椋野641番地 再生債務者 上田 光男 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで 令和7年10月28日 山口地方裁判所岩国支部 令和7年（再イ）第20号 山口県下関市豊北町大字北宇賀285番地 再生債務者 四つ葉農園こと 山田 寿也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで 令和7年10月28日 山口地方裁判所下関支部再生係 令和7年（再イ）第16号 青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字八幡115番地 再生債務者 川崎 悠太 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月28日 青森地方裁判所弘前支部 令和7年（再イ）第74号 広島市安佐北区安佐町大字久地11238番地132 再生債務者 田村 和洋	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月28日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第83号 広島市安佐北区落合南4丁目2番15-603号 再生債務者 林田 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月27日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第22号 広島県福山市大門町6丁目11番27-4号F 101 再生債務者 内山 恒助 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月28日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和7年（再イ）第43号 愛媛県松山市久保240番地21 再生債務者 石崎 弘晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月28日 松山地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第24号 宮崎市淀川1丁目2番5号 M J R 大淀リ バーサイド701号 再生債務者 古賀 基恭	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月28日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による再生計画不認可 令和7年（再イ）第62号 東京都新宿区西新宿4-29-4-303 再生債務者 小池 晃久 1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年8月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条2項2号に定める事由がある。 令和7年10月27日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第63号 東京都新宿区西新宿4-29-4-303 再生債務者 小池 理恵 1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年8月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条2項2号に定める事由がある。 令和7年10月27日 東京地方裁判所民事第20部 小規模個人再生による変更再生計画認可 令和5年（再イ）第2号 山口県熊毛郡平生町大字大野南1525番地 再生債務者 大上真理子 1 主文 本件変更再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年10月21日 山口地方裁判所岩国支部 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再口）第6号 熊本県宇土市松山町4643番地7 再生債務者 浦津 健一	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月8日から令和7年12月15日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第4号 熊本市南区近見8丁目12番58号 エステル近見702 再生債務者 伊東 英樹 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月10日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年11月18日まで 令和7年10月28日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再口）第2号 広島県福山市伊勢丘3丁目10番98号 再生債務者 右手 正照 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月21日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 2の書面の提出期間 令和7年11月25日まで 令和7年10月28日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再口）第8号 埼玉県飯能市山手町20番3号 ハイム山ノ手301 再生債務者 佐野 昌生 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年10月27日 さいたま地方裁判所川越支部
--	--	--	--

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和5年(チ)第5号

鳥取県鳥取市長柄274番地
申立人 角山 義臣
住所・居所 不明（最後の住所）兵庫県姫路市打越1339番地老人健康管理センターひめじ保養所太陽
所在等不明共有者 亡角山かつ江相続財産
届出期間満了日 令和8年2月24日
令和7年10月23日 鳥取地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 1 所在 鳥取市吉岡温泉町字湯坂
地番 695番
地目 田
地積 404平方メートル
所在等不明共有者の持分 14分の1
- 2 所在 鳥取市長柄字真土ノ一
地番 283番
地目 田
地積 2969平方メートル
所在等不明共有者の持分 14分の1
- 3 所在 鳥取市長柄字真土ノ一
地番 275番
地目 畑
地積 82平方メートル
所在等不明共有者の持分 14分の1
- 4 所在 鳥取市長柄字笛吹
地番 312番
地目 田
地積 2899平方メートル
所在等不明共有者の持分 14分の1

- 5 所在 鳥取市長柄字行司谷ノ二
地番 367番1
地目 原野
地積 21487平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 6 所在 鳥取市長柄字前田
地番 34番1
地目 山林
地積 71平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 7 所在 鳥取市長柄字前田
地番 34番2
地目 山林
地積 107平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 8 所在 鳥取市長柄字東土居ノ一
地番 108番1
地目 宅地
地積 62.80平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 9 所在 鳥取市長柄字尾山ノ二
地番 187番1
地目 原野
地積 56平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 10 所在 鳥取市長柄字尾山ノ三
地番 200番1
地目 原野
地積 228平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 11 所在 鳥取市長柄字三ツ枝ノ二
地番 214番4
地目 原野
地積 29平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 12 所在 鳥取市長柄字尾山ノ三
地番 356番
地目 原野
地積 661平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 13 所在 鳥取市長柄字尾山ノ三
地番 358番
地目 原野
地積 132平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 14 所在 鳥取市長柄字三ツ枝ノ一
地番 361番1
地目 原野
地積 4345平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 15 所在 鳥取市長柄字三ツ枝ノ一
地番 361番2
地目 保安林
地積 7933平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 16 所在 鳥取市長柄字行司谷ノ二
地番 367番2
地目 保安林
地積 4958平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 17 所在 鳥取市長柄字行司谷ノ二
地番 368番
地目 保安林
地積 4462平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 18 所在 鳥取市長柄字堤谷
地番 382番
地目 保安林
地積 4628平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 19 所在 鳥取市長柄字堤谷
地番 383番
地目 保安林
地積 4730平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 20 所在 鳥取市長柄字堤谷
地番 384番
地目 原野
地積 644平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 21 所在 鳥取市長柄字堤谷
地番 387番
地目 原野
地積 3652平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 22 所在 鳥取市長柄字宮ノ谷
地番 399番1
地目 保安林
地積 5057平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 23 所在 鳥取市長柄字宮ノ谷
地番 399番2
地目 保安林
地積 5950平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 24 所在 鳥取市長柄字宮ノ谷
地番 400番1
地目 雜種地
地積 99平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 25 所在 鳥取市長柄字宮ノ谷
地番 403番
地目 原野
地積 1057平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 26 所在 鳥取市長柄字宮ノ谷
地番 408番
地目 山林
地積 2618平方メートル
所在等不明共有者の持分 420分の1
- 27 所在 鳥取市長柄字宮ノ谷
地番 248番4
地目 宅地
地積 119.00平方メートル
所在等不明共有者の持分 392分の1
- 28 所在 鳥取市長柄字行司谷ノ二
地番 232番
地目 原野
地積 317平方メートル
所在等不明共有者の持分 84分の1
- 29 所在 鳥取市長柄字行司谷ノ二
地番 232番1
地目 原野
地積 23平方メートル
所在等不明共有者の持分 84分の1
- 30 所在 鳥取市長柄字真土ノ一
地番 272番
地目 畑
地積 76平方メートル
所在等不明共有者の持分 84分の1
- 31 所在 鳥取市長柄字真土ノ一
地番 276番2
地目 畑
地積 13平方メートル
所在等不明共有者の持分 84分の1
- 32 所在 鳥取市長柄字真土ノ一
地番 410番
地目 宅地
地積 137.45平方メートル
所在等不明共有者の持分 84分の1
- 33 所在 鳥取市長柄274番地
家屋番号 (未登記)
種類 居宅
構造 木造
床面積 141.03平方メートル
所在等不明共有者の持分 84分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第10号

長野市大字鶴賀緑町1613番地
申立人 長野市長 萩原 健司
最後の住所 長野市東犀南2681番地81
所有者 亡宮崎敬相続人亡宮崎秀明相続財産
(不動産登記記録上の所有者) 長野市東犀南2681番地81 宮崎 敬

届出期間満了日 令和7年12月22日

令和7年10月22日 長野地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在	長野市東犀南
地番	2681番81
地目	宅地
地積	314.38平方メートル
2 所在	長野市東犀南2681番地81
家屋番号	2681番81
種類	居宅
構造	木造鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積	1階 84.83平方メートル 2階 29.81平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

秋田市大平台4丁目4番地17

申立人 佐藤 健一

住所・居所 不明

不動産登記記録表題部所有者 佐藤 金助
届出期間満了日 令和7年12月23日

令和7年10月23日 秋田地方裁判所能代支部
(別紙) 物件目録

1 所在	秋田県能代市字大内田
地番	3番
地目	宅地
地積	132.20平方メートル

令和7年(チ)第11号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
住所・居所 不明
(亡石井長男の最後の住所) 茨城県神栖市平泉2787番地 沼田荘6号室
所有者・共有者 亡石井長男相続財産
届出期間満了日 令和7年12月23日
令和7年10月23日 水戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在	久慈郡大子町大字頃藤字横石
地番	6257番11
地目	山林
地積	100平方メートル
持分	24分の1
2 所在	久慈郡大子町大字頃藤字横石
地番	6258番2
地目	山林
地積	49平方メートル
持分	24分の1
3 所在	久慈郡大子町大字頃藤字横石
地番	6258番3
地目	山林
地積	80平方メートル
持分	8分の1
4 所在	久慈郡大子町大字頃藤字横石
地番	6258番4
地目	山林
地積	53平方メートル
持分	8分の1

令和7年(チ)第9号

さいたま市北区日進町2丁目784番地
申立人 関根 伸恵
住所・居所 不明
(最後の住所) 不明
所有者 安田 ゆき
届出期間満了日 令和7年12月22日
令和7年10月22日 さいたま地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在	さいたま市北区日進町2丁目
地番	783番
地目	墓地
地積	23平方メートル

令和7年(チ)第1号

山口市小郡尾崎町6番13号
申立人 浅積 慎次
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 宇部市大字小串1335番地の6
所有者 亡佐藤ヨシ子相続財産
届出期間満了日 令和7年12月23日
令和7年10月23日 山口地方裁判所宇部支部

(別紙) 物件目録

所在 宇部市島三丁目
地番 4番15
地目 宅地
地積 257.34平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

山口市小郡尾崎町6番13号
申立人 浅積 慎次
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 宇部市大字小串1335番地の6
共有者 亡佐藤一馬相続財産
届出期間満了日 令和7年12月23日

令和7年10月23日 山口地方裁判所宇部支部

(別紙) 物件目録

所在 宇部市島三丁目4番地15

家屋番号 4番15

種類 居宅・共同住宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 149.84平方メートル

2階 112.58平方メートル

持分 8分の7

会社その他の公告

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社バソナルグループ(乙、住所東京都千代田区丸の内一丁目五番1号)のDX人材育成事業及びAIソリューション事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月五日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙官報

掲載日の付 令和七年七月一日

掲載頁 一一一頁(号外第一五〇号)

令和七年十一月六日

東京都港区南青山二丁目一番一一〇号

株式会社スマートスタイル

代表取締役 河野 一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

宿水間ビル二F

M y a n d e m y J a p a n 合同会社

代表社員 石橋 知士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社F10とします。

効力発生日は令和七年十一月二十四日であり、当社の終社員の同意の取得は令和七年十月二十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都港区浜松町11-11-1五浜松町ダイヤビル二F

F10合同会社

代表社員 河村 賢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都中央区銀座1-1-1-4N&Eビル

D.七階 合同会社Nihon Talent Agency

代表社員 菊池 遥奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都墨田区押上1丁目1-1-1-5号

ガーデンズ合同会社

代表社員 速水 裕子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はHS TRADING株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

愛知県豊田市本地町三丁目一一二二コ一ボレイクサイド一〇三

代表社員 HS TRADING合同会社 ハヤト・ムハマド・ハセボ

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社YOROZとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目二六番地四

同社於Home'sBeing 代表社員 廣町光夫

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目一番四号 合同会社秋葉 代表社員 朱秋茹

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七億円減少し一億円とす

ることにいたしました。効力発生日は令和七年十二月七日であり、株主効力発生日は令和七年十二月七日であり、株主総会の決議は令和七年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都中央区八丁堀三丁目二十五番八号八丁堀陽光ビル四階 オールウインド株式会社

代表取締役 俞衛

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

岩手県 関市字相去三番地の一

株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス

代表取締役 中西健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億一千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

愛知県豊田市本地町三丁目一一二二コ一ボレイクサイド一〇三

代表社員 HS TRADING合同会社 ハヤト・ムハマド・ハセボ

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社YOROZとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目二六番地四

同社於Home'sBeing 代表社員 廣町光夫

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目一番四号 合同会社秋葉 代表社員 朱秋茹

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号 GMO A.I.&ロボティクス商事株式会社

代表取締役 内田朋宏

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一億五千万元円減少し、そ

ました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都中央区虎ノ門二丁目一〇番四号オーネ

ビルディング三F Fund Tree 麻布合同会社 代表社員 ファンドツリー・キャピタル・

ビーティーライ・エルティーディー

職務執行者 リアオ・チュン・リク

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を九千五百六十七万円減少

し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億七千二百九十四万二千五百四十七円、資本準備金の額を十五億四千五百八十八万五千九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

愛知県豊田市本地町三丁目一一二二コ一ボレイクサイド一〇三

代表社員 HS TRADING合同会社 ハヤト・ムハマド・ハセボ

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社YOROZとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目二六番地四

同社於Home'sBeing 代表社員 廣町光夫

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目一番四号 合同会社秋葉 代表社員 朱秋茹

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号 GMO A.I.&ロボティクス商事株式会社

代表取締役 内田朋宏

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一億五千万元円減少し、そ

ました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都中央区虎ノ門二丁目一〇番四号オーネ

ビルディング三F Fund Tree 麻布合同会社 代表社員 ファンドツリー・キャピタル・

ビーティーライ・エルティーディー

職務執行者 リアオ・チュン・リク

令和七年十一月六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七一一二〇九号 株式会社赤坂国際会計内

株式会社パボックHD 代表取締役 小野俊法

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を八億五千四百三十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

堀陽光ビル四階 オールウインド株式会社 代表取締役 愉衛

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一億五千万元円減少し、そ

ました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目二六番地四

同社於Home'sBeing 代表社員 廣町光夫

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目一番四号 合同会社秋葉 代表社員 朱秋茹

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号 GMO A.I.&ロボティクス商事株式会社

代表取締役 内田朋宏

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七千五百万円減少し一千

万円とすることにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都中央区虎ノ門二丁目一〇番四号オーネ

ビルディング三F Fund Tree 麻布合同会社 代表社員 ファンドツリー・キャピタル・

ビーティーライ・エルティーディー

職務執行者 リアオ・チュン・リク

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億七千二百九十四万二千五百四十七円、資本準備金の額を十五億四千五百八十八万五千九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

愛知県豊田市本地町三丁目一一二二コ一ボレイクサイド一〇三

代表社員 HS TRADING合同会社 ハヤト・ムハマド・ハセボ

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社YOROZとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目二六番地四

同社於Home'sBeing 代表社員 廣町光夫

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目一番四号 合同会社秋葉 代表社員 朱秋茹

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号 GMO A.I.&ロボティクス商事株式会社

代表取締役 内田朋宏

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を七千五百万円減少し一千

万円とすることにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

東京都中央区虎ノ門二丁目一〇番四号オーネ

ビルディング三F Fund Tree 麻布合同会社 代表社員 ファンドツリー・キャピタル・

ビーティーライ・エルティーディー

職務執行者 リアオ・チュン・リク

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年十一月六日 東京都港区虎ノ門二丁目三番二号 代表取締役 下村優太

